

2024年11月

S U B A R U 健康保険組合
太 田 記 念 病 院
病 院 長 有 野 浩 司
院 内 メ デ ィ カ ル コ ン ト ロ ー ル 委 員 会
救 命 救 急 セ ン タ ー 長 秋 枝 一 基

病院救急救命士による救急救命処置及び特定行為実施について

救急救命士は、重度傷病者を救急現場から医療機関（病院や診療所など）に搬送するまでの間に、必要な救急救命処置（以下、救命処置）を「医師の指示の下」で施す病院前救急医療の担い手として平成3年の救急救命士法の制定とともに誕生しました。保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として医師の具体的な指示を受けなければ行ってはいけない特定行為5項目とそれ以外の包括的指示28項目の実施が可能です。

2021年10月に救急救命士法が改正となり、救急救命士による救命処置の実施の場が「重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し、入院するまでの間（入院しない場合は、病院または診療所に滞在している間）」に必要な診察・検査・処置等を提供される場（救急外来）までに拡大されました。この改正法によって、医療機関に勤務する救急救命士は厚生労働省令で定める指定の研修（医療安全、感染対策、チーム医療）の受講と、病院における院内メディカルコントロール（以下、院内MC）委員会の設置が必要となりました。この院内MC委員会にて病院救急救命士が実施する救命処置等の業務内容や記録、事後検証体制、教育体制について協議し整備しました。

患者様、ご家族様にご説明の上、実施させていただきます。

ご理解、ご協力お願い申し上げます。

当院救急救命士が実施する救急救命処置項目

包括的指示 20 項目

精神科領域の処置	特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持
小児科領域の処置	口腔内の吸引
産婦人科領域の処置	経口エアウェイによる気道確保
自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与	バックマスクによる人工呼吸
血糖測定器を用いた血糖測定	マスクやカニューレを用いた酸素投与
気管内チューブを通じた気管吸引	自動体外式除細動器による除細動
聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取	用手法による気道確保
血圧計の使用による血圧の測定	胸骨圧迫
心電計の使用による心拍動の観察	呼気吹込み法による人工呼吸
鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物除去	圧迫止血
経鼻エアウェイによる気道確保	骨折の固定
パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定	ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去
ショックパンツ使用による血圧の保持及び下肢の固定	体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察
自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージ	必要な体位の維持、安静の維持、保温

特定行為 2 項目

乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液
食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク及び気管内チューブによる気道確保
エピネフリンを用いた薬剤の投与
低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与
心肺機能停止前の乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液